

寄付活動へのご協力をお願い

当協会は平成24年に内閣府より公益社団法人の認定を受けて以来、主催公演事業をはじめ震災復興支援事業や伝統奇術の保存事業など、我が国の芸能文化の発展を通して社会に貢献する公益団体として、従前にも増して活動してまいりました。また事業推進においては協会員一人ひとりが公益団体の一員として力を結集し総力で実施していることに、高い評価を得ております。これもひとえに協会員各位のご理解・ご尽力の賜物と心より感謝申し上げます。

これらの活動は年間約5千万円規模の事業規模に拡大し、会員各位からの年会費(約5百万円)だけでは到底賄うことが出来ないことが大きな課題として顕在化してまいりました。ここ数年に亘り運転資金確保の為、銀行より年間1千万円以上の借入れを行っているのが実状です。しかしながら昨今の社会情勢のもと、入場料の据え置きや助成金の削減、借入金の返済などにより財政が逼迫しております。

このような事業環境の中で、公益団体として更なる事業の維持・発展を図ると共に、より公明正大な経理体制の強化が求められております。

つきましては、財政の課題を改善すべく、国家が提唱する「新しい公共推進のための寄付制度」にのっとり、財政基盤の自力確保に向け、主催公演はもとより全ての事業において寄付金のご協力を以下の通りお願い申し上げます。

記

1. 寄付金勧募の主旨

- ・公益団体として相応しい、負債のない財政体制のもとで事業遂行を行うために、
 - ①当協会が催す特定の事業に対しての寄付
 - ②当協会の目的に賛同され当協会が催す全ての事業に対しての寄付について広く内外各位に寄付金勧募をお願いするものであります。

2. 寄付金の使途

- ・奇術に関する公演等、当協会の事業活動の負債なき円滑な事業推進のために、上記①②によりいただいた寄付金は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及びその法律施行規則に則り適正に使用させていただきます。

3. 寄付金勧募の期間

- ・上記①: その事業の公表日より同事業年度最終日まで、受け付けさせていただきます。
- ・上記②: 事業年度開始日より同事業年度最終日まで、受け付けさせていただきます。

以上